

# AppSQUARE 電子帳簿保存法対応に向けた 取り組み

## Approach to Complying with Law on Book and Record Keeping through Electronic Methods Based on AppSQUARE

電子帳簿保存法(以降、電帳法と略す)の改正により、2024 年から電子取引に対する国税関係書類の電子保存が義務化され、その要件に対応した仕組みの整備が急務となった。

(株)日立ソリューションズ東日本は、2022 年 11 月に業務アプリケーション構築プラットフォームである AppSQUARE のオプションとして、「電子帳簿保存法対応オプション」、「タイムスタンプオプション」をリリースした。さらに、2023 年には電帳法の要件を満たすソフトウェアとして公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(以降、JIIMA と略す)による認証を受けた。

本稿では、認証取得を含む電帳法対応に向けた取り組みや製品の特長、および今後のソリューション展開について述べる。

遠藤 むつみ Endo Mutsumi  
中村 由菜 Nakamura Yuna  
齊藤 晴 Saito Haru

### 1. はじめに

AppSQUARE は、ノーコードで業務アプリケーションを構築できるプラットフォームである。さらに、他の各種製品やシステムとのデータ連携や機能拡張を実現するため、Web APIやアドオンインターフェースを備えている。これらを活用し、各種ソリューションサービスの展開を推進している<sup>1, 2)</sup>。

業務効率化やテレワーク推進のため、電子化の重要性が高まる中で、2021年に電帳法が改正された。近年、コンプライアンスが重要視されていることから、各企業は電帳法に対応した仕組みの整備が急務となった。

AppSQUAREに対して電帳法対応機能を拡充し、さらに業務改善に対応できる仕組みとすることで、顧客のニーズに対応していく。さらに、電帳法対応を契機に様々な業種へAppSQUAREを提案していくことで、ビジネス拡大を目指す。

### 2. 電帳法対応の取り組み

#### 2.1 電帳法対応の背景

近年、コンプライアンスが重要視されており、その根幹である法令遵守のための取り組みは、健全な企業活動に不可欠である。

2021 年の電帳法改正により、2024 年 1 月から電子取

引の際の見積書や請求書、領収書など国税関係書類の電子保存が義務化された。また、紙で授受した国税関係書類をスキャンして保存することが認められている。義務化により、各企業は対応を迫られており、電帳法対応のニーズが増えている。

AppSQUARE で電帳法に対応し、競合製品との差別化を図る。さらに、電帳法対応を契機に、様々な業種へ AppSQUARE の提案を実施していくことで、ビジネス拡大が期待できる。

これまで、AppSQUARE はワークフロー、電子フォーム、文書管理の機能を組み合わせて、「紙媒体の電子化」「業務のプロセス化・ワークフロー化」など社内業務をターゲットとして適用してきた。ここに電帳法に対応した機能を追加することにより、業務の流れを大きく変えずに電帳法対応を実現することができる。

JIIMA 認証を受けたソフトウェアで国税関係書類を管理することで、電帳法の要件を満たしていることが証明され、税務監査の際にはソフトウェアの要件のチェックおよび監査指摘対応が不要となる。そのため、顧客がシステム選定する際の基準として JIIMA 認証は大きな意味を持つ。そこで、JIIMA 認証の取得を見据え、「AppSQUARE 電帳法対応ソリューション」の開発に取り組むこととなった。

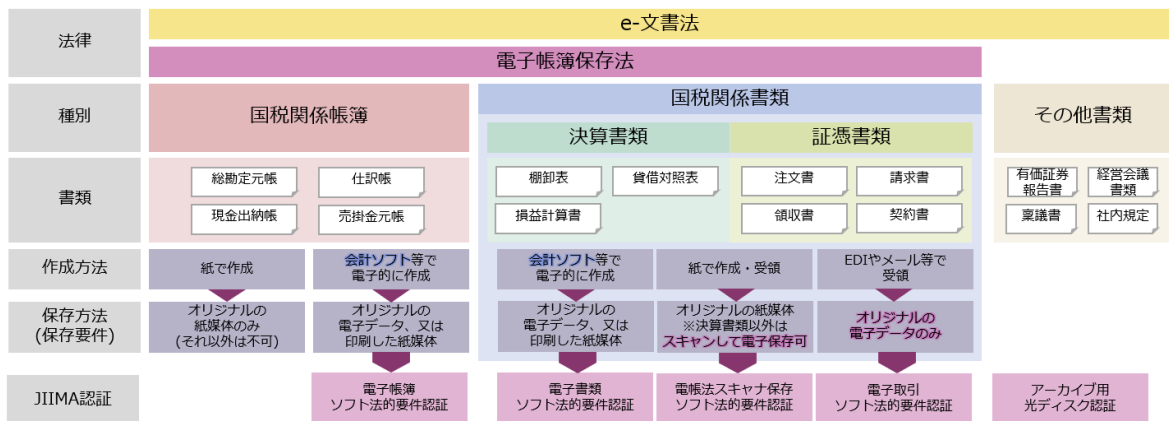


図 1 電帳法と JIIMA 認証

## 2.2 電帳法と JIIMA 認証

電帳法は、同法に基づく要件を満たすことで、国税関係帳簿・書類の電子保存を可能とする法律である。原則として、すべての法人と個人事業主を対象とし、帳簿書類を 7 年間保管しておく必要がある。

電帳法では、対象の帳簿・書類の種別と作成方法に従った保存方法・要件が定められている。(図 1)

電子保存するために、各保存要件を満たす必要があるが、企業が各要件に従い独自にシステムを構築することは難しい。また、電帳法対応のシステム導入を検討しても、法的要件に適合しているかの判断も難しい。そのため、電帳法に関するシステムの法的要件の適合性を判断するための認証制度として「JIIMA 認証」があり、JIIMA 認証を取得したシステムは法的要件を満たしていると判断することができる。

JIIMA 認証は以下に示す 5 種類があり、それぞれの電帳法の保存方法・保存要件に対応している。

- ・電子帳簿ソフト法的要件認証
- ・電子書類ソフト法的要件認証
- ・電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証
- ・電子取引ソフト法的要件認証
- ・アーカイブ用光ディスク認証

AppSQUARE の「電子帳簿保存法対応オプション」、 「タイムスタンプオプション」は、2023 年に JIIMA 認証「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証」、 「電子取引ソフト法的要件認証」を取得している。(図 2)



図 2 JIIMA 認証 認証ロゴ \*1

\*1 この認証ロゴは公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会によりライセンスされている。

## 3. AppSQUARE 電子帳簿保存法対応ソリューション

### 3.1 電帳法対応における課題

企業が電帳法対応するには、複数の課題が想定される。

#### (1) 電帳法に関連する業務システムへの対応

社内には各業務に特化した専用のシステムが複数存在する。各システムが電帳法に不適合の場合は、電帳法対応の他システムとの連携やシステムリプレースなどの対応が必要となる。

#### (2) 電帳法要件への対応

電帳法では、EDI やメールで授受する「電子取引文書」と紙で授受する「スキャン文書」で対応方法・保存要件が分かれている。どちらの要件にも対応する必要があり、入手方法によって登録先システムが異なるなど、業務が煩雑化しないような仕組みにする必要がある。

#### (3) 電帳法対応の負担増加

保管した文書と記録事項の整合性チェックの作業が発生し、業務効率化の目的に反して、担当者の業務負担が増える懸念がある。

### 3.2 AppSQUARE 電子帳簿保存法対応ソリューションのコンセプト

AppSQUARE 電子帳簿保存法対応ソリューションでは、3.1 節で挙げた課題を解決し、対象となるすべての業務を網羅できることを目指した。

電帳法対応を文書管理に限定するのではなく、ワークフロー機能との組み合わせやシステム連携も可能とすることで、様々な業務・運用シナリオに柔軟に対応し、散在している証憑ファイルを集約・一元管理できる仕組みにする。これにより、AppSQUARE 電子帳簿保存法対応ソリューションを導入すれば、すべての業務シナリオを網羅でき、かつ専用の既存システムを持つ企業でも電帳

法に対応できていない業務範囲への適用が可能となる。

さらに、その前提として JIIMA 認証を取得し、電帳法の要件を満たすことを確実にものとする事で、企業にとって安心して導入・運用でき、かつ税務監査対応の際の負担が軽減されるシステムとなる。

### 3.3 JIIMA 認証取得に向けた対応

電帳法におけるデータ保存時の要件は表 1 のとおりである。

JIIMA 認証の審査申請時に提出するチェックリストにこれら要件の詳細が記載されており、それをもとに適合性を評価して、国税関係書類に関わる記録事項を保管するための機能やタイムスタンプ付与・検証機能の実装、改竄防止のため証憑ファイルを物理削除不可とする改修を実施した。また、電帳法対応用のマニュアルをシステム関係書類として提供している。

表 1 電帳法におけるデータ保存時の要件一覧

真実性の確保	訂正・論理削除履歴の確保
	相互関連性の確保
	システム関係書類の備え付け
可視性の確保	タイムスタンプ機能 (スキャン文書のみ)
	検索機能の確保
	見読可能装置の備え付け

### 3.4 AppSQUARE 電子帳簿保存法対応ソリューションの特長

#### (1) 証憑ファイルの一元管理

AppSQUARE 電子帳簿保存法対応ソリューションでは、電子取引文書とスキャン文書の双方の保存要件を満たす機能を備えている。これにより、電帳法の要件に従い、入手方法の異なる証憑ファイルを一元管理する仕組みを提供することが可能となる。(図 3)

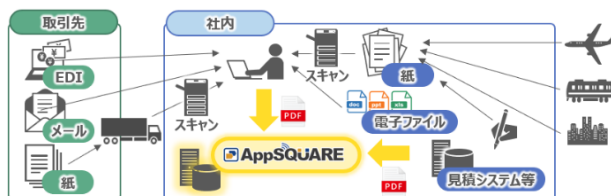


図 3 証憑ファイルの集約保管

さらに、AppSQUARE では、複数のフォームアプリ\*2 と文書アプリ\*3 を構築できるため、見積書作成や領収書精算などの業務システムを集約・統合することが可能となる。

\*2 定義した形式の画面で、データの登録、検索、版管理、ワークフロー、アクセス管理ができるアプリである。

\*3 文書の保存、検索、版管理、アクセス管理ができるアプリである。

#### (2) 様々な運用へ柔軟に対応

AppSQUARE 電子帳簿保存法対応ソリューションでは、証憑ファイルをキャビネット(文書格納エリア)へ保管する。複数のキャビネットを定義し、目的別での管理や、性能面を考慮して分けることも可能である。

保管に際し、以下 3 つの登録方法を提供している。(図 4)

- ・パターン 1：審査・承認後に自動保管
- ・パターン 2：直接保管
- ・パターン 3：既存システムから連携登録

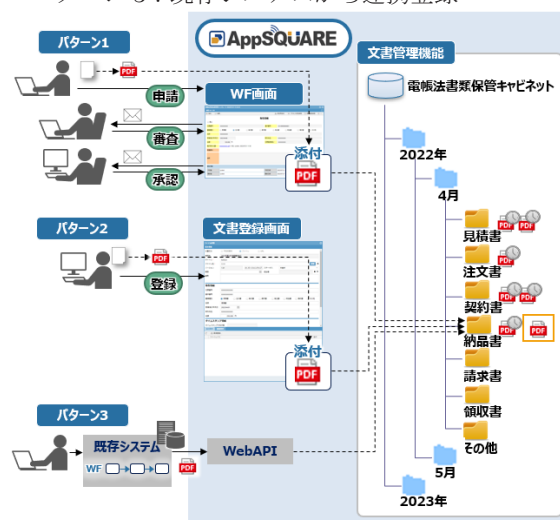


図 4 文書キャビネットへの登録パターン

図 4 のパターン 1, 2 のユースケースで電帳法に対応するためのテンプレートを提供している。電帳法で必須となる項目は削除できないが、顧客固有の管理項目やレイアウトの追加・変更が可能である。AppSQUARE は拡張性が高く、各アプリのレイアウトおよびワークフローの定義をノーコードで実現することができる。この拡張性の高さでテンプレートを活かし、短期間かつ開発費用を抑えて、顧客業務に合わせたシステム構築を実現することが可能となる。

パターン 3 では、インターフェースプログラムの開発が必要となるが、既存の業務を変更せずに自動連携して格納することが可能である。

これら 3 つの登録パターンにより、様々な業務・運用シナリオに対応し、周辺業務を含めたシステム化検討が可能となる。

#### (3) 業務の効率化

パターン 1 では、審査・承認時に対象の証憑ファイルとその記録事項の値が正しく登録されているか整合性チェックを兼ねることが可能となる。

加えて、最終承認完了後にキャビネット内の保管先フォルダを振り分けて、自動で証憑ファイルを格納する仕組みのため、保管の漏れがなく、かつ保管業務を縮減することが可能となる。

#### (4) 電子署名・タイムスタンプの付与

(株)日立ソリューションズから「活文 Contents Lifecycle Manager 電子署名・タイムスタンプオプション」の OEM 提供を受けて開発し、AppSQUARE のタイムスタンプオプションを開発した。この機能により、証憑ファイルに対して一般財団法人日本データ通信協会が認定するタイムスタンプを付与することや、タイムスタンプの有効性を一括で検証することが可能となる。

なお、電帳法では、スキャン文書にタイムスタンプを付与する必要があるが、電子取引文書に対しては必須ではなく、タイムスタンプ付与には 1 ファイル毎にコストが発生する。そのため、タイムスタンプを付与するかどうかをキャビネット単位に指定可能とし、不必要な付与を削減する仕組みとしている。

### 4. 今後のソリューション展開

#### 4.1 電子帳簿保存法対応ソリューションの展開

電帳法は、2023 年 12 月 31 日をもって「宥恕期間」が廃止となるが、2022 年 12 月に発表された「令和 5 年度税制改正大綱」では、一定の要件を満たす場合、2024 年 1 月以降も引き続き電子保存の猶予が認められた。ただし、猶予は将来的に廃止になると予想しており、現時点で電帳法の保管要件を満たしているシステムの未導入企業は多く、新規導入もしくは、システム刷新を検討する企業は一定数見込める。

また、電子帳簿保存法対応ソリューションをオプション化したことにより、AppSQUARE 文書管理オプションを導入している既設顧客に対しても電子帳簿保存法対応ソリューションを提案することで、新規顧客だけでなく、既設顧客への深耕も見込める。

さらに、タイムスタンプオプションについては、タイムスタンプ生成ツールとして、アマノセキュアジャパン株式会社のアマノタイムスタンプサービスの導入が前提となるため、同社とのパートナー契約を締結することで、同社からの紹介など引き合い案件拡大につながる。

#### 4.2 電子帳簿保存法対応ソリューションの活用

AppSQUARE の競合製品では電帳法に対応できてい

ないソリューションが多く、JIIMA 認証取得済み、かつ 1 つのパッケージで電帳法に対応できている点が、競合製品と比べて強みになっている。

申請業務・管理業務を対象としたノーコードツールの導入が目的である大規模・中規模案件の引き合いでは、文書管理の導入も要望が多いことから、文書管理機能と併せての提案や、電子帳簿保存法対応ソリューションを導入した顧客へ AppSQUARE のフォーム、ワークフロー機能を提供するなど、適用業務を拡大することでシステム構築費用やライセンス数の増加が見込める。

### 5. おわりに

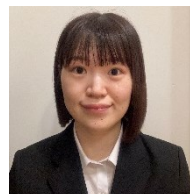
AppSQUARE は、業務アプリケーションとして様々な業務に対する導入実績を積み上げ、多くの経験とノウハウを蓄積してきた。また、コンプライアンス遵守の重要性が高まる中で、すべての業種に関連する電帳法対応のニーズにも柔軟に適合させ、広い業種への提案が可能となった。今後は、ビジネスパートナーとの製品連携、ソリューション連携を強化し、事業拡大に貢献していく所存である。

#### 参考文献

- 1) 佐々木智和, 他: 「AppSQUARE」を基盤とした複合ソリューションの実現, 日立ソリューションズ東日本技報 第 24 号 (2018 年)
- 2) 阿部一雄, 他: 企業の DX を加速させる業務アプリケーションビジネス革新, 日立ソリューションズ東日本技報 第 26 号 (2021 年)



遠藤 むつみ 2007 年入社  
Viz ソリューション部  
自社パッケージ導入コンサルティング



中村 由菜 2021 年入社  
Viz ソリューション部  
自社パッケージ導入コンサルティング



斎藤 晴 2020 年入社  
パッケージソリューション営業部  
自社パッケージの拡販